平成２４年（フ）第３１４号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目16番44号
債務者　宮野　歳美（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第３１５号
埼玉県所沢市上新井２丁目55番地の31　第２カサボニータ201、前住所埼玉県所沢市花園１丁目2417番地の２　トランヴェール216
債務者　佐藤菜海子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第３２４号
埼玉県入間市大字小谷田656番地２　グリーンコート102
債務者　石橋　幸枝（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第２５号
三重県松阪市大口町955番地　丸八住宅
債務者　中川　孝行
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
津地方裁判所松阪支部
平成２４年（フ）第４９０号
東京都八王子市暁町１丁目12番５号レインボーヒルズマルシン202号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第１８３号
東京都東大和市狭山５丁目1635番地の１マ・メゾン榎本103号
債務者　姫野　雄子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（フ）第１９１号
静岡県浜松市天竜区山東2249番地の３
債務者　大桑　章平
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２３年（フ）第１６５号
栃木県足利市福居町563番地２
債務者　室岡　房枝
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２４年（フ）第２７７号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地43棟103号
債務者　吉増みつ子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第７４５号
横浜市都筑区北山田１丁目１番18―501号
債務者　荒井　　貴
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８０９号
横浜市栄区中野町12番地　ハイツ長瀬202号
債務者　窪田　清則
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８１０号
横浜市栄区中野町12番地　ハイツ長瀬202号
債務者　窪田　芳美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８２４号
横浜市瀬谷区三ツ境67番地７　メゾネットＮＡＫＡＤＡ102
債務者　渡邊千香子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８２７号
横浜市旭区本村町27番地　ハイツ高地
債務者　辻　　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８４９号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目13番９号　第２つつじハイム202
債務者　岸　　秀美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８６２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目１番15号　スターライトビル302号
債務者　福山　昇龍
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部